

令和6年第4回定例（12月）議会議案質疑議事録抜粋

中津市議加議員 大塚 正俊

【予算議案】議第88号 令和6年度中津市一般会計補正予算（第5号）

ページ	目	節	説明欄の事業名
9	債務負担行為補正		(仮称)中津市新学校給食共同調理場整備運営事業
質問①	①債務負担行為の期間、②限度額の設定根拠、③限度額の設計・建設、運営経費の内訳、④基本計画・基本構想よりも約4億円増加した理由、⑤年度ごとの契約額の見込み、⑥金利変動、物価変動及び税制度の変更等による増減額を加えた額の設定方針と理由は、		
答弁	<p>①債務負担の期間は、本事業の契約期間が令和25年7月31日までであるため、令和25年度までの期間となります。</p> <p>②一般質問でお答えした通り、先行事例の整備費等や厨房企業や運営企業の見積書を参考に算定しています。</p> <p>③令和25年度までの限度額94億3,070万5千円について、設計・工事監理費や食缶・調理器具・什器備品を含む建設費用は40億3,765万8千円、維持管理・運営費用は53億9,304万7千円としています。</p> <p>内訳に関しましては、入札に関わることでありますので、お答えできません。</p> <p>なお、債務負担行為における建設費用の財源内訳は、交付金5億6,405万9千円、地方債24億4,260万円、一般財源7億146万7千円、民間資金3億2,953万2千円です。</p> <p>④事業費が増加した理由としては、近年の人件費の高騰・物価上昇や、計画の具体化に合わせた厨房機器・食器・食缶や配送車両の調達・維持管理費用等の更新費用などの追加費用によるものです。</p> <p>事業費算定では、先行事例の整備費等や厨房企業や運営企業の見積書を参考に算定しています。</p> <p>基本構想・基本計画時点では、2022年時点で徴取した見積書を参考に算定していましたが、検討の進捗にあわせて改めて見積書を参考に算定しており、近年の人件費高騰・物価上昇の影響を受け、増額となっているものです。</p> <p>その他、要求水準として設定している条件に応じて、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準のII類に係る費用や防災備蓄倉庫の整備費、堆肥化費用、維持管理費用、特別目的会社の設立・運営等に関する費用についても追加しました。</p> <p>⑤債務負担行為額の年度内訳でお答えしますと、令和10年は39億5,615万2千円、令和11年度から令和24年度まで3億8,171万1千円、令和25年度が1億3,059万8千円となります。</p> <p>⑥金利変動(提案時から融資実行まで)、物価変動などのリスク分担について、一定水準以上を市が負担するため債務負担行為の限度額に加えているもので、PFI事業では一般的な設定の仕方です。</p> <p>設定方針としては、金利については、入札公告時に基準金利を定めませんが、その</p>		

	<p>金利は施設引き渡し日の2営業日前に確定することとなり、金利変動による事業費の増減のリスクは市が負担することになります。</p> <p>物価変動については、建設期間中の物価変動においては、「公共工事標準請負契約約款」を根拠とし、一方、維持管理・運営期間中の物価変動については、常に世の中の物価が変動している中で、他の学校給食 PFI 事業の事例も鑑みつつ設定しています。</p>		
質問②	<p>⑦物価が毎年2%上がった場合の限度額はいくらになるのか、⑧PFI法の特定事業の選定基準、⑨定量的評価の市財政負担額の市が直接実施する場合と PFI 事業として実施した場合の額と削減効果、⑩PFI法第7条に基づく特定事業の選定と客観的評価結果の公表の時期は、</p>		
答弁	<p>⑦維持管理・運営費のサービスの対価は、±3%以内の物価変動の場合は、サービスの対価の改定は行いません。</p> <p>これを超えた場合は改定が必要となりますが、入札が確定しないと基準額が定まらないので、今のところ算定は出来ません。</p> <p>⑧特定事業の選定においては、実施方針で公表した事業に関して、実施方針に対して受け付けた意見・質問を踏まえ、事業内容を見直したり、条件を詳細に決定したりし、当該事業を PFI で実施することにより、公共施設等の設計、建設、維持管理等を効率的かつ効果的に実施できるかどうかについて、財政負担見込み額による定量的評価と、PFI 事業として本事業を実施する定性的評価（運営事業者の意見を反映した設計など）などで総合的評価を行います。</p> <p>⑨市が直接実施する場合と P F I 事業として実施した場合の財政負担をシミュレーションした結果、財政負担額は約 2.4 億円削減される見込みです。今後の入札公告において、より多くの事業者が参入し、高い競争性が確保される場合には、更なる財政負担の削減が期待できます。</p> <p>⑩本事業の事業者募集について、12 月下旬に公表予定の入札公告と合わせて、PFI 法第 7 条の規定に基づき、中津市学校給食新共同調理場施設整備及び運営事業を特定事業として選定するとともに、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定における客観的評価の結果を公表する予定です。</p>		
質問③	<p>⑪実施方針新旧対照表に「本市は、債務負担行為に関する議案を令和 6 年 12 月中津市議会定例会（令和 7 年 6 月中津市議会定例会で再設定を予定）に、契約に関する議案を令和 7 年 9 月中津市議会定例会に提出する予定である。」と記載されているが、債務負担行為の再設定を行う理由は</p>		
答弁	<p>⑪債務負担に基づく執行力は、当該債務負担設定年度（令和 6 年度）に限られているとされています。本事業は債務負担行為設定の翌年度（令和 7 年度）に契約を締結するため、令和 7 年度予算の中で改めて設定をし直す必要があることから、令和 7 年度当初予算において、再度債務負担行為の設定が必要となります。</p>		
ページ	目	節	説明欄の事業名
31	ごみ処理費		003 ごみ処理施設事業費(クリーンプラザ)事業費
質問①	<p>①一般廃棄物処理施設整備検討委員会委員報酬と費用弁償の内訳②検討委員会で論議する内容、③検討期間、④委員の構成</p>		

答弁	<p>①委員報酬と費用弁償につきましては、学識経験者等の委員 4 名分を本年度 2 回開催予定として計上しております。</p> <p>②検討委員会では、施設規模や処理方式、また環境への影響や用地選定基準等について、幅広く専門的意見を聴取し、将来中津市に必要とされるごみ処理施設の整備をしたいと考えています。</p> <p>③検討期間につきましては、施設整備の受託候補事業者の選定までを考えていますので、現時点では令和 10 年度までを予定しています。</p> <p>④委員構成につきましては、ごみ処理問題や環境問題に精通し、調査・研究・発表を行っている学識経験者等 4 名及び行政関係者として中津市副市長と上毛町副町長を予定しております。</p>
質問②	<p>⑤学識経験者の専門は、⑥広域処理の検討結果は、⑦広域処理の是非や建設場所、炉の選定、PFI などの発注方式まで検討するのか。⑧新清掃工場の供用開始予定時期、⑨整備に要する概算総事業費と財源内訳は、</p>
答弁	<p>⑤学識経験者の専門につきましては、一般廃棄物の処理や循環資源化技術、環境負荷低減技術等について専門的に調査、研究、発表等を行っている大学教授を候補者として考えています。</p> <p>⑥広域処理の検討結果につきましては、令和 5 年度から福岡県豊前市、上毛町、吉富町及び築上町と協議を進めてまいりました。令和 6 年 10 月に、上毛町から中津市との広域化について前向きに協議していきたい旨の意向が示されたため、広域処理について協議を進めていくこととなりました。</p> <p>⑦ごみ処理施設の建設については、様々な観点から専門知見が必要だと考えており、検討委員会の中で中津市に最も適した処理方式や炉の選定、建設場所や運営方法等についても意見を求めたいと考えています。なお、広域処理の是非については、検討委員会で審議する予定はありません。</p> <p>⑧新施設については、令和 16 年度からの稼働を予定しております。</p> <p>⑨施設整備に要する概算総事業費、財源内訳につきましては、建設地や処理方式も決まっておらず、現時点では未定です。</p> <p>施設の建設にあたっては、国庫補助金等を最大限活用し、環境保護や安全対策、経済性や効率性等を確保した施設整備に向けて取り組みたいと考えます。今後、ごみ処理施設基本計画が策定されれば、全体の施設規模や総事業費が算出可能だと考えます。</p>

【予算外議案】

議案番号	件 名
92号	中津市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正について (一般廃棄物処理施設整備検討委員会)
質問①	議題 88 号ごみ処理施設事業費(クリーンプラザ)事業費と一緒に質疑しました。
答弁	

議案番号	件 名
102号	財産の取得について（FM 告知放送端末 590 台）
質問①	①現在の在庫量、②590 台は何年分か、③これまでの設置実績、④耐用年数とメーカー保証期間、
答弁	<p>①端末の購入にあたっては、令和 5 年 3 月議会において、5 年計画で 3,000 台購入の債務負担行為について、承認いただき、計画 1 年目の令和 5 年 12 月末に 640 台購入いたしました。</p> <p>購入した端末は、新規契約者宅への設置のほか、既存契約者宅の端末の不調の際に新機種への交換を随時行っています。11 月 27 日時点で 116 台が設置済みであり、同日時点での在庫は 524 台となっています。</p> <p>②昨年度購入した、新機種の設置状況から推測すると、この 1 年間での設置数は、130 台程度となる見込みです。このことから、今回購入の 590 台については、4 年程度で全て設置を終えると推測されます。</p> <p>③今回購入予定の告知放送端末は、旧下毛地域の各家庭等に設置している戸別受信機であり、従来機種が製造終了となったことに伴い、購入するものです。</p> <p>これまでの設置実績は、従来機種を含めまして、令和 6 年 11 月 27 日時点で、5,810 件となっています。</p> <p>④今回購入予定の機器の耐用年数は、メーカー推奨で 7 年、メーカー保証期間は購入から 1 年間となっています。</p>
質問②	⑤転居や死亡等により返却された告知端末の台数と処分の方法、⑥個人宅以外の事業所、公共施設などの設置台数と初期費用は、
答弁	<p>⑤ほとんどのケースが、ケーブルテレビやインターネットとの併用であり、転居や死亡等の場合には、これらの解約手続きと合わせて、告知端末の回収を行っています。これまでに返却された告知端末は、直近 3 カ年で 209 台となっており、内訳は令和 3 年度が 78 台、令和 4 年度が 83 台、令和 5 年度が 81 台です。</p> <p>なお、これらの返却された告知端末については、使用期間が短く動作に不具合のないものはメンテナンスして再利用するなど、機器の有効活用を図っているところです。</p> <p>また、使用済みの古い端末については、リサイクル等が可能な他の電子機器と併せて、入札により産廃業者に引き渡し、適切に処分しています。</p> <p>⑥個人宅以外の設置実績は、11 月 27 日時点で、事業所が 316 件、公共施設が市営住宅を含めて 638 件となっています。</p> <p>また、告知放送サービスを設置する場合の初期費用は、引込工事費の 20,950 円（税込）となります。なお、公共施設につきましては、減免により費用負担なしとなっています。</p>

議案番号	件名
103号	財産の取得について(仮称)中津市新学校給食共同調理場整備運営事業の用地
質問①	①土地単価の設定方式・算定方法、②給食センターの整備に必要な面積の算定基礎、③地質調査の内容と調査結果は(N値、土の硬軟、地震時の液状化、土壌汚染)、
答弁	<p>①今回の土地の買戻し価格については、市と土地開発公社の用地取得造成業務委託契約に基づいて算定しています。</p> <p>具体的には、土地開発公社における用地取得費、その後の造成工事、測量試験、用地管理のための諸経費、支払利息を合計した土地原価に、事務手数料(6%)を加えた額となっています。</p> <p>②建設予定地の敷地面積は、約14,000㎡、法面を除く有効面積は約11,800㎡です。</p> <p>基本構想・基本計画(2-33頁)で示した学校給食共同調理場の整備に必要な延床面積3,731㎡は、は、PFIによる全国の共同調理場先行事例において、調理能力と延床面積を調査したうえで、設定しました。</p> <p>そして、厨房企業への市場調査において、設定した延床面積での施設整備が可能であることを確認済みです。</p> <p>このほか、駐車場や配送車の導線等も勘案したところで、必要な面積は確保できていると考えています。</p> <p>具体的な施設延べ床面積や配置は、事業者の提案によります。</p> <p>③地質調査は機械式ボーリングによる標準貫入試験を行いました。調査の結果、地盤の強度を示す①N値は深度9.8mで大型建造物の建造に耐えられる、非常に強固な地盤と判断される50以上と、②土の硬軟は深度0～3.1mまでが盛土、深度3.1～7.1mまでが粘土、深度7.1m以降が礫との結果が出ております。</p> <p>また、地震時の液状化は、すべての土層において液状化しない、土壌汚染についても環境基準29項目すべてにおいて基準値内で問題がないとの結果が出ております。</p>
質問②	④給食センター建設に支障となる結果はなかったのか、⑤なぜ、12月議会に議決を急ぐのか。
答弁	<p>④地質調査の調査結果につきましては、先ほども答弁しましたが、すべてにおいて基準値内で問題がないとの結果が出ております。</p> <p>⑤次に、なぜ12月議会に議決を急ぐのかという質問に対しては、本事業の事業者募集について、12月末に入札公告を行う予定としていますので、それに合わせて事業予定地を確定させるためです。</p>

※この議事録抜粋は、中津市議会議員大塚正俊が作成したもので、正式な議事録は、後日、中津市議会が公表するものでご確認ください。